

令和4年6月分（10月支給分）から 児童手当制度が一部変更になります。

大切な3つのお知らせです。必ずご確認ください。

1. 現況届の提出が原則不要になります。

⇒毎年6月の現況届の提出を原則不要とし、課税台帳等を確認して審査します。現況届の提出が必要な方のみ、6月に現況届の用紙を送付します。

※公簿等で所得情報等が確認できない場合や、配偶者の方の所得が高い場合は、別途、必要書類の提出や受給者変更の手続きが必要になります。(市からご連絡します)

※令和3年度以前の現況届が未提出の方は当該年度現況届の提出が必要です。

(現況届の提出が必要な方)

- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・支給要件児童が無戸籍児童(戸籍や住民票がない児童)の方
- ・配偶者等からの暴力などにより、住所地が大野城市と異なる方
- ・法人である未成年後見人、施設や里親などの受給者の方
- ・その他、大野城市から提出の案内があった方

2. 変更事項は届出が必要です。

⇒届出がない場合、手当の過払いが発生し、過払金を返還いただくことになる場合がありますので、すみやかに届出をお願いします。

次の変更があった方は届出が必要です。

- ・大野城市外に住む配偶者や児童の住所が変わったとき(国外転出入を含む)
- ・配偶者と婚姻・離婚した方(離婚協議中の受給者が離婚をしたときを含む)
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・受給者や大野城市外に住む配偶者や児童の氏名が変わったとき
- ・厚生年金(会社員等)⇒国民年金(自営業・無職等)等、受給者の加入する年金が変わったとき(市が公簿で確認できる場合は不要)
- ・受給者と児童が別住所になったとき
- ・受給者が海外へ転出するとき
- ・国内での児童の養育者として、海外に在住の父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ・受給者が公務員になったとき(会計年度任用職員で所属庁の共済組合に加入した方を含む)

公務員(※)の方へ

※会計年度任用職員で所属庁の共済組合に加入した方を含む

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から15日以内に子育て支援課と勤務先に届出・申請をしてください。

- ・公務員になった場合
- ・退職等により、公務員でなくなった場合
- ・公務員ではあるが、勤務先官署の変更により、児童手当を市町村で申請する場合、または職場で申請する場合

※届出が遅れると、手当がもらえない月が発生したり、過払金を返還していただいたりする場合があります。勤務や共済の加入状況について、市では把握できませんので、確実に届出をお願いします。

3. 特例給付に所得上限額が設けられます。

⇒所得額により手当が支給されない場合があります。

令和4年6月分（10月支給の手当）から、児童を養育している方の所得が下表の②所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

【注意】所得上限額以上で令和4年6月分以降の児童手当等が不支給となった後に、翌年以降の所得が所得上限額を下回った場合は、**あらためて認定請求書の提出が必要です。**

扶養親族等の数※1 (カッコ内は例)	① 所得制限限度額		② 所得上限額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円) ※2	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円) ※2
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1,040	1,048	1,276

※1 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※2 「収入額の目安」は、給与収入のみの場合の収入額です。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得上限額等と比較します。

支給月額（1人当たり）

		児童手当 ※上表①未満	特例給付 ※上表①以上②未満
3歳未満		1万5,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子第2子	1万円	
	第3子以降	1万5,000円	
中学生		1万円	

※養育する児童（18歳以降の最初の3月31日までの児童）のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

お問い合わせ先

●大野城市 こども未来部 子育て支援課 子育て支援担当
092-580-1862 （受付時間 平日8:30～17:00）